

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

(あて先) 京都府知事	平成1
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区堂島浜2丁目1番40号 京都府長岡京市調子3丁目1番1号	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は サントリー株式会社代表取締役 佐治 信忠 サントリー株式会社京都ビール工場 代理人工場長 伊 電話 (075) 951-4151

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項 (第18条第2項、第18条第3項) の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	ビール製造業
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者 (大規模エネルギー使用事業者 (原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者 (大規模運送事業者 (トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者 (その他の温室効果ガスの大規模排出事業者 (二酸化炭素に換算して3,000トン以上))

計画期間 平成18年4月 ~ 平成20年3月

基本方針 環境への影響を把握し、技術的、経済的に可能な範囲で環境目的・目標を定めて、定期的に見直すと共に環境保全活動のシステムと環境パフォーマンスの継続的な向上を図る。

推進体制 京都ビール工場が主体となり、地球温暖化対策の実施計画の策定、進捗管理をおこなう。

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容
	18~19	工場製造部門	生産設備を省エネ型に改修し、CO2排出量を1.5%以上削減する。
18~19	工場・支店合同	環境保全委員会活動において、CO2排出量を年間1%以上削減する。	

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	削減率 (計画)
		(17) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	(19) 年度 (二酸化炭素換算 (t))	
A 事業所等排出区分		25,573 t	24,595 t	-3.8 %
B 輸送車両排出区分		t	t	%
C その他排出区分		t	t	%
	排出合計	*1 25,573 t	*2 24,595 t	-3.8 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度 (計画)		
		取組量等 (二酸化炭素換算 (t))		
森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t
	(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計		*3 t	

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度 (実績)	目標年度 (計画)	削減率 (計画)
	*1 25,573 t	(*2)-(*3) 24,595 t	

特記事項 当事業場では、1990年度以降エネルギー消費効率の改善に取り組んできており、昨年度末時点で1990年度基準としてCO2排出量が23%、CO2排出製品原単位で44%のエネルギー消費効率の改善となっております。

連絡先	担当部署
	担当者氏名
	住所
	電話番号
	ファクシミリ番号

1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。